

# 平成30年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年5月7日（月）午後2時 玉名市役所 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	29番	今上 公男	30番	平本 博
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

21番 田上 一      28番 宇佐 勝則      31番 永田 眞一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎    次長 小山 博      係長 竹森 明德    参事 松倉 司  
主査 渡邊布由紀    主任 大原 三和

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

## 議 題

第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第26号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第27号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第28号 農用地利用集積計画の決定について  
第29号 農地の買入協議について

## 報 告

第14号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第15号 農地の形状変更届について  
第16号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆様こんにちは。定刻の前なんですけども、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

まず始める前にですけども、3カ所訂正のほうが議案のほうございました。5ページの備考欄と6ページ8番の転用目的の欄、同じく6ページの10番の備考の欄のほうにちょっと訂正がありますので、訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、本日は委員総数38名のうち、21番の田上委員、28番の宇佐委員、31番の永田委員のほうから欠席の届けがあっており、35名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして、皆さんこんにちは。今日は100%、午前・午後100%の降水確率ということで出ておりましたけども、本当によく降っております。菊池川もかなり増水をしておるような状況でございます。

しかし、圃場を見てみますと、早期米の田植えがもう済んでおるといような状況でございます。これから普通作の種まきとか、いろいろまた忙しくなると思いますが、十分体調を整えて頑張ってくださいと思います。

それでは、早速ですが議事に入ります。

本日の議案は、議第25号より議第29号までの94件と報告14号より16号までの26件が提案されております。慎重なる御審議、よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、34番、尾池委員と35番、中村委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第25号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 説明をする前に、3条の議案のほうが様式が少し変わっております。議案を送付したときにですね、変更についてということでお知らせをしておりますので、再度御確認をよろしくお願いいたします。

それでは始めます。議案1ページをお願いいたします。

議第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、築地と岩崎の申請人で、築地の田628㎡外3筆、計2,640㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田1,043㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町野口の田519㎡外3筆、計1,391㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3ページをお願いします。

4番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田463㎡外1筆、計464.57㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。

5番、天水町と福岡県粕屋郡の申請人で、岱明町古閑の田233㎡外2筆、計1,173㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

6番、天水町の申請人で、天水町小天の畑391㎡外2筆、計1,058㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町小天の田1,202㎡外1筆、計2,018㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。

8番、熊本市西区の申請人で、天水町小天の田580㎡外2筆、計2,887㎡を子へ贈与するものです。

以上8件、合計12,674.57㎡につきまして、農地法第3条第1項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関連も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件について御説明を申し上げます。3番、清田でござ

います。

譲渡人は労力不足というふうなことで、譲受人は経営を拡張というふうなことでございます。代理人に確認をいたしました。が、下限面積、農業機械等、何ら問題ないというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。2番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。3番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も問題なく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。

貸人と借人は親子関係で、農業者年金受給のため経営移譲ということで、何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。5番の案件について説明します。

譲受人は兼業農家であり、現在、転勤で少し離れていますが、通いも可能であり、家族はこちらにいて、働き手の確保もできております。今回、相手方の強い希望もあり、拡張ということです。許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、7番お願いします。

○33番（井本義和君） 6番を説明します。33番、井本です。

譲渡人は労働不足、譲受人は経営拡張で、何ら問題ないと思います。

7番の件を説明します。

後継者の人が早く亡くなられて、農業者年金をもらっておられましたが、奥さんの名義に変えてそのまま農業者年金をもらうということでございます。何ら問題ないと思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。8番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係で、高齢のため早めに子へ贈与するものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

1番から8番まで担当委員の説明が終わりました。皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 5番の件につきまして質問します。20番の斎藤です。

譲受人は、福岡県の粕屋郡の新宮町というところに現在は住んでおられるけど、今、説明によりますと「こちらに住んでおられる」という説明でしたが、こちらというのはどこのことでしょうか。そこをまずお聞きしたいと思います。

○37番（堀田昌子君） こちらというのは、天水のことです。この名義の御本人は、転勤で今、福岡におられますが、親も兄弟もこちらにおられて、名義的には子どもさんの名義になってますから、買うのは子どもさんが買われるんですけども、お仕事なんかも時々こちらに帰ってきてされるし、それと親も兄弟もこちらにおられるので、こちらというか天水ですね、天水におられるので、ちょっと畑を増やされました。

○20番（斎藤潔公君） 2点目に立山の3枚の畑ということですが、この畑は現在みかん園になっております。そのみかん園は、この1,173㎡ほどじゃなくてももっと広いと思うんですね。3反から4反ぐらいあるような広さです。それを1,173㎡というのは、どのような区切り方をされるんでしょうかね。

○37番（堀田昌子君） 畑を買われるのにそれだけ、今現在それだけ自分たちが仕事ができるという関係でですね。全部を買って全部をするだけのまだ仕事のあれをできないということで、もう少し働き手を見つけたらまた増やされていくと思います。

○20番（斎藤潔公君） なぜこういうことを聞かかると、この畑のすぐ隣が私の畑がありまして、よく知っているわけですね。それで、みかんが立ち枯れしまして、ブルドーザーで枯れたところをずっと掘り取ってあるんですが、そこだけの部分だろうか、それとも全体だろうか、どのような区切り方をされるんだろうかなあと思って、ちょっと不思議に思っておりました。

○37番（堀田昌子君） ちょっとこういうことを言ったらどうなんでしょうか、相手方の希望というのが、生活費の充当にあたるものですから、ここにはこんな相手方の強い希望ということに書いてありますけれども、ちょっと生活資金とかなんとかのあれの関係もあると思います。だから、まだちょっとまた広く希望されるかもわかりませんが、今のところその程度だということです。

○20番（斎藤潔公君） わかりました。

○議長（永田知博君） はい。それでは、ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに質問もないようでございますので、採決に入ります。

議第25号、農地法第3条、農地の所有権移転の規定により、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第25号については、許可することに決定しました。

次に、議第26号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いいたします。

議第26号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の田1,661㎡で、建売住宅6棟の転用目的だったところを、隣接農地を買収し、合わせて建売住宅8棟の建設に計画変更することと、次の議第27号5番と関連がございます。

2番、申請物件が玉名の田58㎡外1筆の計392㎡で、当初共同住宅としての転用目的だったところ、熊本地震の影響による資金面の理由により、今回、承継者が個人住宅に変更するというもので、次の議第27号9番と関連がございます。

以上2件、合計2,053㎡を御提案しております。

去る5月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

これは書いてあるとおり、今年の3月5日の総会で許可されたものですが、隣接地の地主さんが売買の申出があり、今回の事業変更申請となったものです。

場所は、築山小学校北東300mぐらいのところで、周りをL型ブロックで囲み

土砂の流出を防ぎます。中央部に位置指定道路を設け、両側に側溝を設置、道路の中央に上下水道管を布設し、各個人宅へ配管し利用するという事です。雨水は道路側溝を通して西側の市道隣の小川へ放流。変更前は木造2階建て合計の6戸だったものが、変更後は木造2階建て68.72㎡が3棟、木造2階建て68.40㎡が5棟で、建売住宅合計8棟になります。周りは西側が市道、東側が竹林で、北と南側は農地ですが、影響がないように配慮するという事で、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。2番について説明をします。

この案件につきましては、当初計画者が共同住宅建設ということで、平成28年4月5日に転用許可が下りているものです。その転用許可後、4月の14、16の熊本地震により、申請人の事務所が被害に遭ったり、新築現場の中断があったりとか、着手予定の工事が中止になったりとか、それから、元請けの住宅会社が売上が減少してるなどというようなことで、当初計画書はですね、資金的な面です、共同住宅の建設が困難になったということです。

そんな中、継承者がですね、要するに個人住宅を新築したいという意向が、そのために当初の計画を変更して個人住宅建設に、住宅に変更するものです。

そこでまず議第27号の9番で農地転用の許可申請が同時に出されております。個人住宅の計画の内容は、木造2階建て、給水は上下水道、排水は合併浄化槽、それから雨水は地下浸透ということです。それから、被害防除としては、北と東側が宅地になってまして、西側が水路、南側は農地なんですけども、転用にあたっては近隣においての被害発生ないようにということで、十分注意するという計画になっています。現地調査の結果、問題はないというふうに思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番、2番について説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第26号、農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第26号は承認することに決定しました。

次に、議第27号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いいたします。

議第27号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑423㎡で、転用目的は、個人住宅としての申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑553㎡で、転用目的は、宅地分譲2区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑422㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑593㎡で、転用目的が個人住宅及び倉庫・作業場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の田681㎡で、転用目的は建売住宅8棟としての申請です。先ほどの議第26号1番と関連しております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が山田の田496㎡で、転用目的は事務所及び駐車場です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が小野尻の畑376㎡で、転用目的は個人住宅としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6ページをお願いします。

8番、申請物件が伊倉北方の畑530㎡外2筆、計1,113㎡です。転用目的は、中古車車両置場及び資材置場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。



9番、申請物件が玉名の田58㎡外1筆、計392㎡で、転用目的は個人住宅です。議第26号2番と関連しております。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

10番、申請物件が岱明町野口の畑289㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町高道の畑73㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

以上11件、合計5,411㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る5月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

場所は、上立願寺の公民館の西側の住宅地の一面の休耕地です。個人住宅への転用の申請で、北側と東側は宅地があります。南側と西側は道路で、西側道路に上下水道も通っております。雨水についても集水枡を設置して西側の側溝に流すとのことで、何ら問題なく許可相当と思います。

続いて、2番の案件について説明します。

場所は、玉名バイパスの南側の分譲住宅地の中にあつて休耕地です。L字型の地形を利用して2区画の宅地分譲地としての転用です。北側半分は宅地、半分は道路、西側が道路、南と東側は休耕地があります。給水は上水道が通っており、雨水は地下浸透、下水については将来建設される住宅に合併浄化槽を設置して、側溝に排水するとのことで、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、4番、5番まで同一委員さんのようですので、続けてお願いい

たします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明いたします。

申請人はアパート住まいで、個人住宅をとの思いの申請です。申請人と使用貸人は義理の親子で、場所は築山小学校南側を200mぐらいのところでは、南側は市道と接し、ほかは使用貸人の住宅と農地です。周りをブロック擁壁で囲み、土砂の流出を防ぎ、家は木造平屋建てで、給排水は公共の上下水道を利用、雨水は雨水枡を設置し、上水を南側市道側溝へ放流ということで、隣の農地にも影響なく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件について。申請人はアパート住まいで、建設会社に勤務、近いうちに独立を考え、親の家の近くに個人住宅と倉庫、作業場を確保するための申請です。場所はナフコ玉名店南側200mぐらいのところでは、北と南側は宅地です。東と西側は農地で、一段の段下がり位置で、周りをブロックで囲み、盛土をして、隣接の農地に影響のないように留意するというので、住宅と作業用倉庫、どちらとも木造平屋建てです。給水は市の公共上水道を利用、雨水は雨水枡を設けて、北側市道側溝へ放流、生活雑排水と汚水は合併浄化槽を設置し、北側側溝へ放流、周りの農地には影響なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

5番の案件については、先ほど議第26号の1番で説明したとおり、建売住宅2棟が増えることです。

○議長（永田知博君） はい、わかりました。6番につきましては始末書が添付されておりますので、事務局より読み上げます。

○参事（松倉司君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） それでは、6番、説明をお願いいたします

○5番（赤松繁之君） 続きまして、6番の案件について説明します。

申請人は建設作業を営み、作業場所近くに事務所及び駐車場が欲しいとの思いでの申請で、場所は築山小学校の北東200mぐらいのところでは、北側を市道が通り、西側は住宅地、東と南側は農地で、造成はほとんどなく、事務所は木造平屋建て76㎡、給排水は公共の上下水道を利用、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は市道側溝へ放流ということです。事務所以外は駐車場として利用で、駐車場は砂利敷きです。第3種農地で、周りの農地にも影響なく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いします。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。7番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は夫婦であります。土地の選定理由としては、申請者の兄が

居住している住宅の隣接地であり選定しました。事業の目的及び必要性については、現在住んでいる住宅が貸家であることから、畑である当該地に個人住宅を建設するものです。周辺の状況については、東側は市道、西側は他人所有の農地、北側は兄の住宅、南側は市道、給水については市の上水道で給水します。生活排水については合併浄化槽で処理し、側溝に排出する計画です。雨水については自然浸透となっております。工事についても周辺農地に被害を及ぼさない事業計画となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。8番の案件について御説明申し上げます。

中古車販売と書いてありますけれども、主に駐車場としての転用でございますけれども、中古車を置く場所と、それと中古の部品を置く場所をここに設けるということで、現在ですね、申請人は医療関係の事務長をなさっております、家でも医療器具の販売なんかもなさっておりますけれども、やはり定年を迎えるにあたって、今後中古車販売をやりたいということで、事業の一環としてここに駐車場を、自宅のすぐ横になりますので、一番適当な場所が見つかったということで、ここを駐車場にしたいという申請でございます。境にブロックを1枚ずつ置くぐらいで、あとは敷き砂利を置くぐらいなので、農地に迷惑をかけることはいっさいございませんので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願いします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。9番については、先ほど議第26号2番の事業計画の変更のほうで説明したとおり、個人住宅を建設ということですが。農地区分は第1種農地ということなので、原則不許可なんですけれども、集落に接続して建てるということで、例外的に転用が認められるもので、現地調査の結果、特に問題はないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは10番、お願いします。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。10番の案件について説明いたします。

これは申請は個人住宅です。場所は専大玉名高校の南側です。南側は県道が通ってます。東側には農地、西・北には住宅地があります。ここは住宅にとってはもってこいの場所で、下水と水道も玉名市の上水道が通っています。給水、排水は市の水道を利用しています。雨水は地下浸透枘を設置し地下浸透させる。オーバーフロー分は側溝を経由して排水路に流すということです。雑排水は市の下水道に直接放

流するという事です。造成工事のときは、隣近所に迷惑をかけないように工事を行うということで、何も問題ないと思います。許可相当だと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。11番の案件について説明いたします。

ここは501号線沿いにあるセブン高道店ですかね、あそこから北のほうにちょっと大きな道路沿いに100m行ったところです。東側は宅地、南側は集落の専用の排水路がちょっと大きなものが走ってます。西側には今言った野口までの道路が、幅広い道路が通っております。北側は以前、以前というか、うちは記憶はありませんけど、昔堤防だった道路があります。2mぐらい高い道路の市道があります。北側には、その高いところから以前は、進入路として隣と共同使用されていましたが、出入りがちょっと高いもんで危険なために、今度新しい広い道路から入るように、西側のほうは1mぐらいのところから入れるように、道路が造るようにされましたけど、法面までずっと含めると、入り口が2つぐらいあって、宅地が若干狭いということで、宅地の隣接するこの畑を宅地に拡張したいというような申請です。現地調査は問題ないものと思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。皆さん、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかには質問もないようでございますので、議第27号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第27号は、承認することに決定しました。

次に、議第28号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第28号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の8ページから9ページまでの総括表と10ページから16ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が9件

の33,030㎡、利用権設定が63件の144,314㎡、合計72件の177,344㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第28号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第28号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第29号、農地法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 17ページをお願いいたします。

議第29号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について。下記の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）について、斡旋を受けたい旨の申出があったので、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行ったが、不調に終わったため、同法第16条第1項の規定により、玉名市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものとする。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人から斡旋の申出がございました。申出の農地は、横島町の畑20,097㎡です。平成30年4月20日に申出者と公益財団法人熊本県農業公社を交え調整を行いました。不調に終わっております。

理由といたしましては、所有者の申出価格が10a当たり100万円を希望されており、これに対して農業公社が最近の近傍地の買取価格が、10a当たり70万から80万円での金額ということで、この金額が妥当との意見だったため、価格の不一致となっております。

しかしながら、ここは優良農地であり、認定農業者に売り渡さなければならない物件ということで、市長に対して買入協議の申出を要請するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○30番（平本 博君） 説明いたします。30番、平本です。

この農地は、横島干拓新栄の中心に位置し、2町の広さがある優良農地です。所有者は水稻や野菜を栽培しておられましたが、高齢化と農業機械の故障により、機械の買い換えが困難である等の理由で、公社への斡旋の申出をされました。今回は価格の不一致で不調に終わっております。

しかし、事務局の説明どおり、認定農業者などの地域の望ましい担い手に農地利用を図ってもらうため、市長に買入の協議を要請することは妥当と思われれます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） ちょっと聞きたいんですけども、18番、取本ですが、この不調に終わったという、金銭的な面で不調に終わったということでございますけど、もう譲渡人と農業公社が入って、ある程度この場合はAさんとBさんと、大体おおまか決まるとるような状態でここに아가ってきて、もうOKになるということであがってくるやつが多かじやなかですか。そうやって土壇場になって金銭面で駄目だったというとは、最初からその金銭面に話はしてなかったっだからかと思うて。事務局でよかですよ。

○事務局長（二階堂正一郎君） 実際はもうでき上がっております。普通に基盤促進法でいくと800万までの控除になりますけども、それ以上の金額での取引なので、一度これで不調に終わらせて買入協議を行ったあとだと、1,500万までですね、税金対策で農業公社が絡みますので、その絡みで一度不調に終わらせてるということです。

○18番（取本一則君） 実際はこれのAさんとBさんの話は、成立はするんですね。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、成立します。

○18番（取本一則君） そすと、それは今度どっかでまた別にあがってくるわけ。もうこない。また何かであがってくるよね。再来月ぐらいあがってくるわけ。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6月です。

○18番（取本一則君） 6月に、覚えとかなんけん。はいはい、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、では、ほかにはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、それでは、議第29号、農地法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第29号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第14号、15号、16号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、18ページをお願いいたします。

報告第14号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回18ページから24ページまでの24件、合計58,590㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第15号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、合計1,272㎡の届出を受理しております。野菜畑としての利用ということです。

最後に26ページをお願いいたします。

報告第16号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成30年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、342㎡のうちの195㎡を、農業用機械、資材等を置くための農業用施設の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま14、15、16号について報告がありました。何か御質問などはいかがでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わりたいと思います。

-----○-----

#### 4. その他

○議長（永田知博君） それでは、その他に移りますけれども、事務局より何かございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田ですが、農地ですね、違反転用が現実いっぱい隠されてると思うんですよね。先ほどのお話も然りですけど、玉名町とかそういうふうなところで結構あると思うですたい。それで、この解消を図るためには、固定資産税とか、税務課と一緒に改善を図ると改善ができるとじゃなからうかなあと思うてですね。

現実、田の間で宅地が建つとるとか、課税はなされてるけど、この農業委員会にはあがってなくて、なかなかそのまま継続して無許可というか、そういうふうな形で転用がなされてるというふうなことで、これは税務課と一緒にそういうふうなことを改善をすると、期限を切ってやれば、結構なものが出てくるんじゃないかと。そして適正な運用ができるんじゃないかと思うわけですね。いついつからこういうふうな問題は毅然と立ち向かうというふうな、なんというか期限を決めて取り組めば、改善ができるとじゃなからうかなあと思うので、税務課と縦割りの組織じゃなくて、横につながって、そういうふうな申請を出させるような形で、そういうふうな無断転用とか、そういうふうな改善を図って行って、来年なら来年から毅然とした形で立ち向かうといいんじゃないかと思うので、ちょっと強く感じたもんだから、そういうふうなことができたらどうかと思ってお願いをいたしたいというふうなことです。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま清田委員より、違反農地についての課税とか、そういったことについて、税務課と話をして対応したらどうかということですけども、事務局のほうではいかがでしょうか。

○事務局長（二階堂正一郎君） 一応税務課のほうにも一度確認はしたんですけども、全てが全て農地に建ってる物件を把握してはいないということでした。自分たちで見つけたところなり、ちょっと話聞いたりして、農地が農地以外のものになったところに対しては、調査を行い現況課税を行っているということでした。その分に関しての資料は、ちょっといただこうかなあと思っております。ただ、それで全てが賄



えるということではないので、ちょっとそのへんをもう少し考えていかなんかなあ  
というところがあります。うちのほうからの資料としては、農地転用とか許可分  
に関しては、全て今、税務課のほうには出してますので、その分についての課税は既  
に行われてると思いますので、そのへんはまた税務課のほうとも話し合いをしたい  
と思います。

○議長（永田知博君） やっぱり目に余るようなところが結構見受けられる場合があり  
ますので、やっぱりそういうときはやっぱりそういうふうにならかの対応をせんと  
いかんと。

○3番（清田順次君） だから、横のつながりがいいからね、そういうふうな情報がこ  
んから、そういうふうな現実違反転用をしても、そこの農地がそのままという  
ふうなことで、こういうふうになら出てくるわけですね。だけん1回清掃してし  
もて、きれいにしてもて、それから違反だったら違反でもう・・・とか、そうい  
うふうな強い口調でやればよかつじゃなからるかと思うたわけですたいな。可能か  
どうかは別にして。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

-----○-----

## 5. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議をいただきまして、ありがとうござ  
いました。

以上をもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでした。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時05分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年5月7日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      尾池 秀實

農 業 委 員                                      中村 亘